

広報春日井の全戸配布を開始 ～市からのお知らせを全世帯にお届けします～

1 目的

全世帯へ確実に市政情報を届けするとともに、これまで配布に協力いただいていた町内会等の負担を軽減するため、広報紙の配布方法を、令和8年2月号から市が委託する民間事業者による全戸配布へ変更します。

2 概要

(1) 配布部数

約140,000部 〈参考〉発行部数：約147,000部（うち施設設置部数：約7,000部）

(2) 配布方法等

ア 市内の全ての家庭のポスト（郵便受け）〈集合住宅は集合ポスト〉に広報紙を各1部投函します。空き家については、配布員が、電気・ガスマーターやポストの郵便物の状況等の外観から判断します。事業所等への配布は行いません。



イ 「広報紙が届かない」、「住んでいない」など、配布に関する問い合わせ等については、コールセンターを設置し、対応します。〈令和8年1月5日（月）開設済〉

(3) 配布期間

発行日（毎月1日）の前月末日までの10日間程度（土日祝含む）

〈参考〉令和8年2月号：令和8年1月21日（水）～31日（土）

(4) 設置施設

市内公共施設

〈参考〉令和8年1月号をもって、コンビニ、郵便局、金融機関等への設置は終了

3 これまでの配布概要

- 配布部数：81,000部 〈参考〉発行部数：96,000部（うち施設設置部数：約15,000部）
- 配布方法：市職員が区長・町内会長・自治会長や広報配布担当者へ広報紙をまとめて届けた後、各会長等から町内会加入世帯へ配布。

4 その他

広報春日井は、市ホームページのほか、アプリや市公式LINEからも見ることができます。